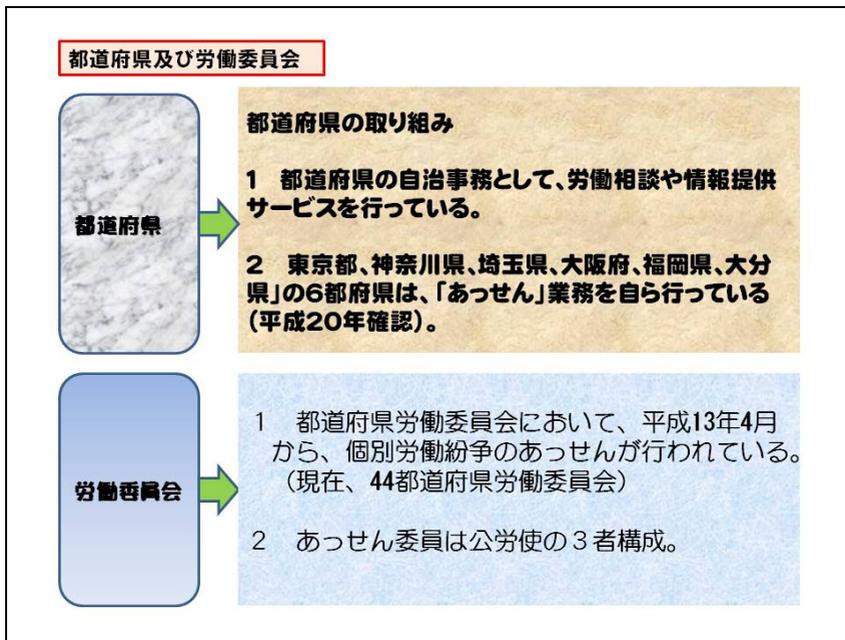


14-3 都道府県及び労働委員会



都道府県の労政主管課等による労働相談、（あっせん）調整

都道府県の自治事務として、労働相談やあっせんが行われている（*平成18年度の相談件数は、127,212件（全国）、あっせん件数は1,250件（全国）となっている）。

他の権限ある機関（労働基準法等については労働基準監督署の紹介、民事上の個別労働紛争については、労働局、労働委員会、地裁「労働審判」等）の紹介を基本としている。こうした中で、「東京都、神奈川県、埼玉県、大阪府、福岡県、大分県」の6都府県は、「あっせん」業務を自ら行っているという。

（もっとも、担当職員が労働相談の延長で事前調査、助言指導、あっせん機能的な業務を一連のものとして手掛けているようである。）

都道府県労働委員会のあっせん

都道府県の自治事務として、知事から委任を受け要綱等に基づく形で、平成13年4月から都道府県労働委員会による個別労働紛争のあっせんが行われている（*平成22年度のあっせん件数は、解雇を中心に全国で423件とされている）。

現在、44都道府県労働委員会において取り扱われているが、東京都、兵庫県、福岡県の3都県は労働委員会として実施していない。あっせん委員は公労使の3者構成。非公開である。